

平成20年度～平成24年度における競争的資金の不正な使用に関して
返還命令及び応募制限措置等を行った事例（平成25年3月31日現在）

○科学研究費助成事業

・平成24年度

研究機関名	不正な使用の概要	文部科学省等の対応
松本歯科大学	平成15年度～平成18年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成25年3月29日（本省） 24万円 平成25年3月29日（学振） 301万円 （返還命令総額 325万円） ○応募資格の停止 4年： 2人（ 2人） 2年： 2人（ 2人） 1年： 1人（ 1人） 嚴重注意： 3人
千葉工業大学	平成19年度及び平成20年度の科学研究費補助金において、業者に架空の取引を指示し、虚偽の請求書等を作成させて、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を科研費から支払わせ、実際には請求書等の内容と異なる物品の納品等をさせていた。また、過去に購入した消耗品の支払いに充てるために、虚偽の請求書等を作成させて、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を科研費から支払わせた。	○補助金の返還命令 平成25年3月29日（学振） 146万円 ○応募資格の停止 4年： 1人（ 1人） 2年： 1人（ 1人）
横浜国立大学	平成22年度の科学研究費補助金において、立替払い請求を行う際、領収書の使い回しや購入実態のない領収書をねつ造し、大学に対して図書を購入した旨の虚偽の報告を行い、同大学から補助金を支出させ、プール金としていた。	○補助金の返還命令 平成25年3月29日（本省） 4万円 ○応募資格の停止 嚴重注意： 1人
長崎大学	平成17年度の科学研究費補助金において、学会参加のための出張旅費を同大学へ申請後、当該学会から別途「講師旅費」の名目で旅費の支給を受けたにもかかわらず、その旨を報告せず、同大学に当初の申請額（全額）の支払いを行わせることによって過大に旅費の支給を受け、その差額を別の学会の参加費に充てていた。	○補助金の返還命令 平成25年3月29日（本省） 1万円 ○応募資格の停止 嚴重注意： 1人
東京農工大学	平成19年度～平成22年度の科学研究費補助金において、出張旅費の申請時に同大学に申告した内容と異なる交通手段を利用したにもかかわらず、その旨を報告せず、同大学に当初の申請額の支払いを行わせることによって過大に旅費の支給を受け、その差額を研究室の運営費としてプールし使用していた。	○補助金の返還命令 平成25年3月27日（学振） 26万円 ○応募資格の停止 2年： 1人（ 1人）
愛知大学	平成17年度の科学研究費補助金において、出張旅費の申請時に同大学に申告した内容と異なる日程で出張したにもかかわらず、その旨を報告せず、同大学に当初の申請額（全額）の支払いを行わせることによって過大に旅費の支給を受けていた。	○応募資格の停止 嚴重注意： 1人 【一橋大学分】（※4） ○補助金の返還命令 平成25年3月29日（学振） 1万円

愛知医療学院短期大学	平成21年度の科学研究費補助金において、研究目的で購入した消耗品を研究目的以外の用途に使用するとともに、購入した消耗品の一部を不正に転売するなどし、私的に流用していた。	○補助金の返還命令 平成25年3月27日（学振） 1万円 ○応募資格の停止 5年： 1人（1人）
東京海洋大学	平成18年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成25年3月28日（学振） 11万円 ○応募資格の停止 2年： 1人（1人）
滋賀医科大学	平成18年度及び平成20年度～平成22年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。 また、出張実態の伴わない旅費の請求あるいは、出張旅費の申請時に同大学に申告した内容と異なる日程で出張したにもかかわらず、その旨を報告せず、同大学に当初の申請額（全額）の支払いを行わせることによって不正（不当）に旅費の支給を受けていた。	○補助金の返還命令 平成25年3月29日（学振） 34万円 ○応募資格の停止 4年： 1人（1人）
早稲田大学	平成15年度及び平成16年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成25年3月29日（学振） 75万円 ○応募資格の停止 2年： 1人（1人）
関西学院大学	平成21年度及び平成22年度の科学研究費補助金において、同大学に実態の伴わない虚偽の出張計画を申告し、不正に旅費の支給を受けていた。	○補助金の返還命令 平成25年3月28日（学振） 12万円 ○応募資格の停止 1年： 1人（1人）

・平成23年度

研究機関名	不正な使用の概要	文部科学省等の対応
宮崎大学	平成19年度～平成21年度の科学研究費補助金において、物品の発注業務を担当していた事務職員が研究者の許可なしに物品を発注し、納品されたものを自宅に持ち帰り私物化していた。	○補助金の返還命令 平成24年3月28日（本省） 2万円 平成24年3月28日（学振） 30万円 （返還命令総額 32万円） ○応募資格の停止 2年： 3人（3人） 1年： 2人
大阪大学	平成15年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成24年3月28日（本省） 5万円 ○応募資格の停止 4年： 2人（2人） 【宮崎大学分】（※4） ○補助金の返還命令 平成24年3月28日（本省） 310万円

東京工業大学	平成16年度の科学研究費補助金において、請求書の品名の書き換えを業者に指示し、実際には異なる物品を納品させていた。	○補助金の返還命令 平成24年3月23日（本省） 6万円 平成24年3月23日（学振） 36万円 （返還命令総額 42万円） ○応募資格の停止 4年： 1人（ 1人） 2年： 1人（ 1人） 1年： 1人
帯広畜産大学	平成15年度～平成19年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成24年1月10日（本省） 724万円 平成24年1月10日（学振） 2, 286万円 （返還命令総額3, 010万円） ○応募資格の停止 4年： 15人（15人） 1年： 39人 【岐阜大学分】（※4） ○補助金の返還命令 平成24年1月10日（学振） 20万円
大阪大学	平成16年度～平成22年度の科学研究費補助金において、業者に架空の取引を指示し、虚偽の請求書等を作成させて、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を補助金から支払わせ、当該代金をもとに実際には請求書等の内容と異なる研究用物品等を納品させたり、請求書の品名の書き換えを業者に指示し、実際には異なる物品を納品させたり、研究目的に関係のない物品を納品させていた。また、出張について、実際に行っていないと認められるものや旅行命令に記載された期間や出張先等が実際と一致していないものがあり、一部については、業者に虚偽の請求書等を作成させて、家族の旅費を請求していた。更に欠勤していた特任研究員等の謝金を請求したりしていた。	○補助金の返還命令 平成23年11月24日（学振） 1, 515万円 ○応募資格の停止 5年： 1人（ 1人） 4年： 3人（ 3人） 1年： 7人
獨協医科大学	平成15年度～平成17年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成23年9月9日（本省） 718万円 平成23年8月24日（学振） 357万円 （返還命令総額 1, 075万円） ○応募資格の停止 4年： 6人（ 6人） 1年： 3人

・平成22年度

研究機関名	不正な使用の概要	文部科学省等の対応
山口大学	平成11年度及び平成14年度～平成20年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。併せて、請求書の品名の書き換えを業者に指示し、実際には異なる物品を納品させていた。また一部を私用物品の購入費に充てていた。	○補助金の返還命令 平成23年3月30日（本省） 170万円 平成23年3月31日（学振） 801万円 （返還命令総額 971万円） ○応募資格の停止 5年： 1人（ 1人） 4年： 10人（10人） 2年： 2人（ 2人） 1年： 8人
名古屋大学	平成15年度及び平成16年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成23年3月30日（本省） 946万円 ○応募資格の停止 4年： 1人（ 1人） 1年： 1人
松本歯科大学	平成15年度～平成18年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成23年3月30日（本省） 142万円 平成23年3月31日（学振） 560万円 （返還命令総額 702万円） ○応募資格の停止 4年： 6人（ 6人） 2年： 2人（ 2人） 1年： 11人
和歌山県立医科大学	平成14年度～平成19年度の科学研究費補助金において、業者に架空の取引を指示し、虚偽の請求書等を作成させて、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を補助金から支払わせ、当該購入代金をもとに実際には請求書等の内容と異なる研究用物品等を納品させたり、請求書の品目の書き換えを業者に指示し、実際には異なる物品を納品させていた。	○補助金の返還命令 平成23年2月15日（本省） 3,261万円 平成23年2月28日（学振） 2,810万円 （返還命令総額 6,071万円） ○応募資格の停止 4年： 9人（ 9人） 1年： 19人
名城大学	平成19年度の科学研究費補助金において、研究協力者である学生に虚偽の出勤簿を作成させ、同大学に謝金の架空請求を行わせ、当該架空請求に係る謝金を回収し、これを当該学生の学会参加に係る旅費等に充てていた。	○補助金の返還命令 平成22年9月29日（学振） 3万円 ○応募資格の停止 4年： 1人（ 1人）

名古屋大学	平成14年度及び平成15年度の科学研究費補助金において、業者に架空の取引を指示し、虚偽の納品書、請求書等を作成させて、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を科研費から支払わせ、当該購入代金を業者に預けて別途に経理し、補助事業に関連しない研究用物品等の購入費のほか一部を私用物品の購入費に充てていた。	○補助金の返還命令 平成21年10月19日（学振） 182万円 ○応募資格の停止 4年： 1人（ 1人） 5年： 1人（ 1人）
長岡技術科学大学	平成9年度～平成11年度の科学研究費補助金において、実体のない謝金を架空に請求し、プール金として自らで管理し、学生の学会参加に必要な経費等に使用していた。	○補助金の返還命令 平成21年9月4日（本省） 94万円 平成21年9月1日（学振） 10万円 （返還命令総額 104万円） ○応募資格の停止 4年： 1人（ 1人）
信州大学	平成15年度～平成17年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品の購入等に充てていた。	○補助金の返還命令 平成21年6月23日（学振） 266万円 ○応募資格の停止 4年： 1人（ 1人） 1年： 4人

・平成20年度

研究機関名	不正な使用の概要	文部科学省等の対応
早稲田大学	平成15年度及び平成16年度の科学研究費補助金において、業者に架空の取引を指示し、実際に購入、納品させた物品等とは異なる品名が記載された虚偽の納品書、請求書等を作成させて、これにより実際には異なる物品を納品させていた	○補助金の返還命令 平成21年3月31日（学振） 70万円 ○応募資格の停止 4年： 1人（ 1人）
筑波大学	平成9年度及び平成10年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成21年3月25日（本省） 99万円 ○応募資格の停止 4年： 1人（ 1人）
愛知医科大学	平成11年度～平成17年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていたり、請求書の品名の書き換えを業者に指示し、実際には異なる物品を納品させていたり、研究代表者が研究分担者に名義を貸して補助金の交付を受け、使用しているものがあつた。	○補助金の返還命令 平成21年2月17日（学振） 1,530万円 ○応募資格の停止 5年： 2人（ 2人） 4年： 10人（ 10人）
放射線医学総合研究所	平成15年度～平成18年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、研究所から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ研究所に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成21年1月21日（本省） 483万円 平成21年1月16日（学振） 162万円 （返還命令総額 645万円） ○応募資格の停止 4年： 3人（ 3人）

東京歯科大学	平成13年度及び平成14年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成21年1月8日（学振） 47万円 ○応募資格の停止 4年： 2人（ 2人）
目白大学	平成17年度の科学研究費補助金において、海外渡航に係る旅費について、研究出張とは見なせない用務が含まれていた。	○補助金の返還命令 平成20年12月11日（本省） 39万円 ○応募資格の停止 5年： 1人（ 1人）
国立感染症研究所	平成15年度～平成17年度の科学研究費補助金において、研究補助員に虚偽の謝金受領書を作成させ、研究代表者が立替払をしたとして不正に補助金を受領し、保管していた。	○補助金の返還命令 平成20年11月21日（学振） 154万円 ○応募資格の停止 4年： 1人（ 1人）
東北大学	平成14年度～平成16年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成20年7月25日（学振） 513万円 ○応募資格の停止 4年： 2人（ 2人） 1年： 1人
静岡大学	平成15年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、平成14年度に科学研究費補助金で購入した物品の附属品の支払いに充てていた。	○補助金の返還命令 平成20年7月23日（学振） 51万円 ○応募資格の停止 4年： 1人（ 1人）
岡山大学	平成15年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成20年5月19日（学振） 81万円 ○応募資格の停止 4年： 1人（ 1人）
新潟大学	平成14年度～平成18年度の科学研究費補助金において、実体のない謝金出勤表を大学院学生に作成させて請求し、大学に補助金を支出させ、大学院学生の学会参加の旅費に充てていた。	○補助金の返還命令 平成20年5月13日（学振） 34万円 ○応募資格の停止 4年： 1人（ 1人） 1年： 8人 【山形大学分】（※4） ○補助金の返還命令 平成20年5月27日（学振） 66万円

○戦略的創造研究推進事業

・平成24年度

研究機関名	不正な使用の概要	文部科学省等の対応
成蹊大学	平成15年度及び平成16年度に配分された研究費において、取引先企業からJST（直接執行）及び大学（委託）に提出された書類の中に、取引実態のない請求書があり、それらの書類によりJST及び大学から支払いを受けていた。	○返還命令 平成25年3月12日（JST） 39万円 ○委託費の返還命令 平成25年3月12日（JST） 4万円 ○応募資格の停止 2年： 2人（ 2人）

中央大学	平成15年度及び平成16年度に配分された研究費において、取引先企業からJST（直接執行）に提出された書類の中に、取引実態のない請求書があり、それらの書類によりJSTから支払いを受けていた。	○返還命令 平成25年3月11日（JST） 80万円 ○応募資格の停止 3年： 1人（1人）
滋賀医科大学	平成20年度～平成22年度に配分された研究費において、取引先企業から大学（委託）に提出された書類の中に、取引実態のない請求書があり、それらの書類により大学から支払いを受けていた。また、実際に用務先へ行っていないにも拘らず旅費を受給したカラ出張により大学から支払いを受けていた。	○委託費の返還命令 平成25年3月11日（JST） 29万円 ○応募資格の停止 4年： 1人（1人） 2年： 1人（1人）

・平成23年度

研究機関名	不正な使用の概要	文部科学省等の対応
帯広畜産大学	平成15年度及び平成16年度に配分された研究費において、取引先企業からJST（直接執行）及び大学（委託）に提出された書類の中に、取引実態のない請求書があり、それらの書類によりJST及び大学から支払いを受けていた。	○返還命令 平成23年7月5日（JST） A社： 743万円 ○委託費の返還命令 平成23年9月12日（JST） 大学： 120万円 (返還合計： 863万円) ○応募資格の停止 4年： 1人（1人） ○取引停止 A社： 3ヶ月

・平成22年度

研究機関名	不正な使用の概要	文部科学省等の対応
山口大学	平成13年度～平成15年度に配分された研究費において、取引先企業からJSTに提出された書類の中に、記載内容と実際の納品物が異なっていた納品書や、取引実態のない請求書があり、それらの書類によりJSTから支払いを受けていた。	○返還命令 平成22年10月6日（JST） A社： 112万円 B社： 230万円 合計： 342万円 ○応募資格の停止 4年： 1人（1人） ○取引停止 A社： 14ヶ月 B社： 1ヶ月

○国家課題対応型研究開発推進事業

・平成24年度

研究機関名	不正な使用の概要	文部科学省等の対応
滋賀医科大学	平成18年度、平成19年度及び平成22年度の国家課題対応型研究開発推進事業（感染症研究国際ネットワーク推進プログラム）において、架空発注により消耗品費等を購入したように装い、同大学から研究費を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じて大学に保管された納品伝票とは異なる研究用品等の購入に充てていた。 また、出張実態の伴わない旅費の請求あるいは、出張費の申請時に同大学に申告した内容と異なる日程で出張したにもかかわらず、その旨を報告せず、同大学に当初の申請額（全額）の支払いを行わせることによって不正（不当）に旅費の支給を受けていた。	○委託費の返還命令 平成25年1月4日 45万円 ○応募資格の停止 4年： 1人（ 1人） 2年： 1人（ 1人） 1年： 1人（ 1人）

○科学技術振興調整費

・平成24年度

研究機関名	不正な使用の概要	文部科学省等の対応
滋賀医科大学	平成21年度の科学技術振興調整費において、虚偽の納品書と請求書により消耗品を購入したように装い、期をずらして消耗品の購入に充てていた。	○返還命令 平成24年11月30日 5万円 ○応募資格の停止 4年： 1人（ 1人）
早稲田大学	平成17年度の科学技術振興調整費において、虚偽の納品書と請求書により消耗品を購入したように装い研究に使用する機器の購入に充てていた。	○返還命令 平成24年7月20日 93万円 ○応募資格の停止 1年： 1人（ 1人）

・平成20年度

研究機関名	不正な使用の概要	文部科学省等の対応
東北大学	平成15年度に予算示達、また、平成16年度～平成18年度に交付された科学技術振興調整費において、納入実績のない架空の納入書・請求書の作成を業者に指示し、支払われた代金を預け金として管理させていた。	○返納 平成20年8月22日 (平成16年度～平成18年度不正) 747万円 平成20年10月31日 (平成15年度不正) 1万円 ○応募資格の停止 4年： 2人（ 2人）
産業技術総合研究所	平成16年度に交付された科学技術振興調整費において、納入実績のない架空の納入書・請求書の作成を業者に指示し、支払われた代金を預け金として管理させていた。	○返納 平成20年6月22日 11万円 ○応募資格の停止 4年： 1人（ 1人）

静岡大学	平成14年度及び平成15年度に予算示達された科学技術振興調整費において、納入実績のない架空の納入書・請求書の作成を業者に指示し、支払われた代金を別途購入して未払いとなっていた設備備品の支払いに充てていた。	○返納 平成20年8月21日 248万円 平成20年8月22日 31万円 平成20年8月25日 92万円 (返還命令総額 371万円) ○応募資格の停止 4年： 1人 (1人)
------	--	--

○グローバルCOEプログラム

- ・平成24年度

研究機関名	不正な使用の概要	文部科学省等の対応
東京大学	平成20年度に交付されたグローバルCOEプログラムにおいて、購入した物品のうち、通常一年以上の使用に耐え得るとされる物品の存在が確認できなかった。また、会議費において、補助事業目的外使用が認められた。	○補助金の返還命令 平成24年8月10日 45万円 ○応募資格の停止 1年： 1人 (1人)

○21世紀COEプログラム

- ・平成24年度

研究機関名	不正な使用の概要	文部科学省等の対応
青山学院大学	平成17年度に交付された21世紀COEプログラムにおいて、業者に架空の発注を行い、預け金とし、業者に管理させていた。	○補助金の返還命令 平成25年1月30日 37万円 ○応募資格の停止 1年： 1人 (1人)

- ・平成23年度

研究機関名	不正な使用の概要	文部科学省等の対応
帯広畜産大学	平成15年度～平成18年度に交付された21世紀COEプログラムにおいて、業者に架空の発注を行い、預け金とし、業者に管理させていた。	○補助金の返還命令 平成23年9月30日 3,539万円 ○応募資格の停止 4年： 10人 (10人) 【岐阜大学分】(※4) ○補助金の返還命令 平成23年9月30日 122万円

- ・平成21年度

研究機関名	不正な使用の概要	文部科学省等の対応
信州大学	平成14年度、平成15年度及び平成18年度に交付された21世紀COEプログラムにおいて、業者に架空の発注を行い、預け金とし、翌年度以降の研究室及び当該教員の教育研究に使用した。	○補助金の返還命令 平成21年5月11日 370万円 ○応募資格の停止 4年： 1人 (1人)

○独創的シーズ展開事業

・平成24年度

研究機関名	不正な使用の概要	文部科学省等の対応
松本歯科大学	平成15年度～平成17年度の大学発ベンチャー創出推進事業において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学に支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○委託費の返還命令 平成25年3月19日（JST） 749万円 ○応募資格の停止 4年： 1人（1人）

・平成22年度

研究機関名	不正な使用の概要	文部科学省等の対応
松本歯科大学	平成17年度の大学発ベンチャー創出推進事業において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学に支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○委託費の返還命令 平成23年3月28日（JST） 64万円 ○応募資格の停止 4年： 1人（1人）

・平成20年度

研究機関名	不正な使用の概要	文部科学省等の対応
産業技術総合研究所	平成17年度の独創的シーズ展開事業（権利化試験）において、納品実績のない消耗品等について架空の納品書及び請求書を提出し、同研究所から業者に支出させ、業者に預け金として管理させていた。	○返還命令 平成20年7月4日 180万円 ○応募資格の停止 4年： 1人（1人）

○地域イノベーション創出総合支援事業

・平成22年度

研究機関名	不正な使用の概要	文部科学省等の対応
山口大学	平成16年度～平成19年度の地域イノベーション創出総合支援事業（17年度以前は重点地域研究開発推進事業）において、虚偽の納品書と請求書により消耗品等を購入したように装い、同大学に支出させ、預け金として業者に管理させていた。	○委託費の返還命令 平成22年10月6日（JST） 377万円 ○応募資格の停止 4年： 5人（5人）

○重点地域研究開発推進事業

・平成23年度

研究機関名	不正な使用の概要	文部科学省等の対応
帯広畜産大学	平成15年度～平成17年度の重点地域研究開発推進事業において、虚偽の納品書と請求書により消耗品等を購入したように装い、同大学に支出させ、預け金として業者に管理させていた。	○委託費の返還命令 平成23年9月12日（JST） 168万円 ○応募資格の停止 4年： 2人（2人）

・平成21年度

研究機関名	不正な使用の概要	文部科学省等の対応
広島大学	平成17年度の重点地域研究開発推進事業において、虚偽の納品書と請求書により消耗品等を購入したように装い、同大学に支出させ、預け金として業者に管理させていた。	○委託費の返還命令 平成21年6月8日（JST） 121万円 ○応募資格の停止 4年： 1人（ 1人）

○未来開拓学術研究費補助金

・平成23年度

研究機関名	不正な使用の概要	文部科学省等の対応
大阪大学	平成15年度及び平成16年度の未来開拓学術研究費補助金において、業者との間で架空伝票が作成され、プロジェクトリーダーが所属する宮崎医科大学・宮崎大学から補助金を支払わせ、業者に預け金とし、これにより研究に必要な備品、消耗品を納入させていた。	【宮崎大学】（※4） ○補助金の返還命令 平成24年2月23日 439万円 (平成15年度分: 290万円) (平成16年度分: 149万円)

・平成22年度

研究機関名	不正な使用の概要	文部科学省等の対応
山口大学	平成16年度の未来開拓学術研究費補助金において、業者に架空の支払いに必要な書類を作成させ、研究代表者が所属する宮崎大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、研究に使用する試薬、消耗品、機器及び機器附属品等の購入に充てていた。	【宮崎大学】（※4） ○補助金の返還命令 平成22年11月11日 250万円

- ※1 各事例は返還命令等を行った年度で整理している。また、各事例における制度名は不正使用が行われた当時の制度名である。
- ※2 返還命令等の金額は、原則として不正に使用された金額のみを記載しているため、不正に使用された直接経費の30%に相当する間接経費も合わせて返還を命じているなどの場合は実際の返還命令等の金額と一致しない。
- ※3 「応募資格の停止」における括弧内の人数は、応募資格（申請等資格）制限の一斉適用対象の人数を示す。また、複数の制度において不正使用を行った場合は、各制度が決定した停止期間のうち最も長い停止期間を適用している。
- ※4 不正使用を行った研究者は他の研究機関に所属する研究代表者の実施する研究課題の研究分担者であり、当該不正使用に係る研究費の返還は、研究代表者の所属する研究機関から受けている。